

## 第1回豊中市環境交流センター指定管理者選定評価委員会 議事概要

1. 日 時 平成29年(2017年)2月22日(金) 18:00~20:00
2. 場 所 豊中市役所第2庁舎3階会議室
3. 出席者 (委員)5名(定数5名)  
(事務局)  
脇山環境部長、井藤環境部次長、澤坂環境政策課長、  
高田環境政策課長補佐兼環境企画係長、濱崎環境総務係長、今川主査、  
三浦主査
4. 議 題
  1. 議長・職務代理者の選任について
  2. 会議の公開について
  3. 諮問について
  4. 指定管理者の選定について
  5. その他について

### 1. 会長・職務代理者の選任について

委員の互選により、会長、職務代理者を選任した。

### 2. 会議の公開について

事務局より説明を行い、指定管理者の選定にかかる審議については、公開の基準に基づき、非公開とすることが承認された。

### 3. 諮問について

市長の代理で環境部長から会長に、指定管理者の選定について委員会の意見を求める諮問を行った。

### 4. 指定管理者の選定について

事務局より、「スケジュール(案)」について、説明を行った。

次に、「募集要項(案)」、「仕様書(案)」について、事務局より説明を行った後、審議を行った。

審議の結果、募集要項、仕様書を見直したうえ、再調整し、次回の選定評価委員会で再審議することとなった。後日、委員意見を事務局に事前に提出し、当該意見に基づき修正案を作成し、次回選定評価委員会で審議することとした。

(主な意見要旨) ※「・」は委員意見要旨、「→」は委員からの質疑に対する事務局回答要旨  
・募集要項にサービス水準があるが、既設の建物というのは、すぐに今までの実績値が水準

値の計算基準となる。環境交流センターの設置目的に合わせ、年間どれくらいの来館者が来れば施設の目的は達成できるのかという考えで算出すれば説得力がある。

・仕様書「Ⅲ 1 地球環境の保全等に関する活動のための交流の場の提供 (3) 新たな活動・交流の機会の提供」の“新たな”の表現が少しわかりにくい。

→この項目については、応募団体が、社会福祉や子育て環境等関連の団体など環境以外の分野で活動している団体等が新たに環境に取り組んでいただくような機会や交流の場の提供について事業提案をしていただきたい。

・仕様書「Ⅲ 2 地球環境の保全等に関する情報の収集及び提供 (6) 市民参加型の生き物調査の実施」の表現について、結果の報告や公表等という表現を付ける方がわかりやすい。

・仕様書「Ⅲ 3 地球環境の保全等に関する講座等の開催及び啓発の実施 (3) 環境学習・環境教育の推進に関する事業・対象者別環境学習・環境教育」について、実施なのか支援なのか、機会の提供なのかを追記すべきである。

・環境の定義が難しい。環境と自然環境の用語をわかりやすく整理すべきである。

・仕様書「Ⅲ 5 その他 (3) 市が地球環境の保全等の推進のために、センターの利用による事業の実施が効果的であると判断した場合は、市と協議のうえ積極的に協力すること。」について、指定管理の最初の約束よりもかなり業務量が増える場合は、別途その委託契約を結ぶ、あるいは指定管理委託料を増やすなどしないと、指定管理者としては負担になるだろう。

→実績では、年度協定の中で指定管理委託料に関しては協議の上決めますので、負担になっている部分があれば、その点に関して協議を行います。現時点では、費用に反映するような負担はないと考えている。

次に、「審査基準表(案)」について、事務局より説明を行った後、審議を行った。

審議の結果、見直したうえ、再調整し、次回の選定評価委員会で再審議することとなった。

(主な意見要旨) ※「・」は委員意見要旨、「→」は委員からの質疑に対する事務局回答要旨  
・審査基準表について、「9その他」の「計画的・効果的な事業展開を図るための提案があるか」について計画的・効果的の表現について、5か年を想定しているのであれば例えば「中期的」などと表記を変更した方がよい。

次に、事務局より、「様式集(案)」について、事務局より説明を行った後、審議を行った。

審議の結果、見直したうえ、再調整し、次回の選定評価委員会で再審議することとなった。

(主な意見要旨) ※「・」は委員意見要旨、「→」は委員からの質疑に対する事務局回答要旨  
・補足資料の提出は認めるのか。様式の記載方法について、文字以外も自由に図表など使うことができるのか。

→補足資料などの提出も可能で、「別紙記載」などと記載できます。案内で、「図表を用い

でもよい。」という旨を説明します。

・様式8-15について、「審査基準表 6 従事者への配慮 労働関係法令を遵守しているか」の内容についての記載はしないのか。

→追加して記入します。

その他、後日、委員から意見がある場合は、委員意見を事務局に事前に提出し、当該意見に基づき修正案を作成し、次回選定評価委員会で審議することとした。

## 5. その他について

次回の選定評価委員会等について説明を行った。